

飛騨・世界生活文化センターに係る政策決定過程の合理性、  
公平性及び透明性に関する質問書への回答

令和8年5月13日

岐阜県

**「利用していない県民の意見」の位置づけについて（【質問1】）**

御指摘の点については、飛騨センターを定期的に御利用され愛着を持っておられる方がある一方で、このまま飛騨センターの運営に県費を投入し続けることは適当でないとの意見をお持ちの方もあり、賛否両論があるとの認識を述べたものです。

県としましては、利用者の方を含めた地域住民の御意見を参酌しながら、飛騨センターの令和9年度以降の運営について、サウンディングの状況や県の財政的見地、地元自治体や関係者の御意向、代替施設の確保状況などを踏まえつつ、そのあり方を検討することとしています。

**利用していない県民が存在すること・公金支出判断について（【質問2】  
【質問3】）**

上記のとおり、飛騨センターの見直しについては、総合的な観点で検討しているところです。

なお、今回の県有施設全体の見直しについては、県財政のひっ迫を背景として、県が主体となった運営のあり方を含めた見直しを行うことが急務であることが根底にあるものです。

**全県的見直しの進め方について（【質問4】【質問9】【質問13】【質問14】）**

飛騨センターの見直しに係る経緯としましては、3市1村との検討会（第1回）の資料2のとおり、令和7年8月以降、地元市村や関係者の御意見を伺いながら検討を行い、御説明をしてきたところであり、これらの経緯や県の考え方はHPでも公表しているところです。

県有施設全体の見直しについては、岐阜県議会令和8年第1回定例会における知事答弁のとおり、社会環境や県民ニーズの変化を踏まえ、引き続き県が主体となって運営すべき施設なのかどうか、その役割や機能の観点から丁寧に検討してまいりたいと考えております。

## 全県的見直しの中の位置づけについて（【質問5】【質問6】【質問7】）

岐阜県議会令和8年第1回定例会における知事答弁のとおり、県有施設の見直しについては、全庁的な施設総点検を実施する中、令和7年度末で指定管理期間が終了する施設（表1）については指定管理の更新や新たな指定管理者の公募に当たり、その業務内容を見直す必要があることから、それらの施設を対象に具体的な見直しの検討を進めてまいりました。

その中で、飛騨センターにつきましては、他の県有施設に比べてその維持管理費が大きいことから、飛騨地域の賑わい創出や地域課題の解決に資する有効な活用策を検討するという方針の下、見直しを進めているものです。

（表1）令和7年度末で指定期間が終了する施設

施設名	指定管理期間	R6 指定管理料 (単位：千円)
岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンター	R3.4.1～R8.3.31	6,641
岐阜県福祉・農業会館	R3.4.1～R8.3.31	75,379
岐阜県立寿楽苑	R3.4.1～R8.3.31	0 (※1)
岐阜県立飛騨寿楽苑	R3.4.1～R8.3.31	0 (※1)
岐阜県立陽光園	R3.4.1～R8.3.31	0 (※1)
岐阜県立三光園	R3.4.1～R8.3.31	0 (※1)
岐阜県立サニーヒルズみずなみ	R3.4.1～R8.3.31	0 (※1)
岐阜県立幸報苑	R3.4.1～R8.3.31	0 (※1)
岐阜県立ひまわりの丘	R5.4.1～R8.3.31	168,960 (※2)
岐阜県立みどり荘	R3.4.1～R8.3.31	0 (※1)
岐阜県立はなの木苑	R3.4.1～R8.3.31	0 (※1)
岐阜県福祉友愛プール	R3.4.1～R8.3.31	105,740
岐阜県福祉友愛アリーナ	R3.4.1～R8.3.31	46,037
岐阜県立白鳩学園	R3.4.1～R8.3.31	207,777 (※2)
岐阜県立千草寮	R3.4.1～R8.3.31	56,580 (※2)
セラミックパークMINO	R3.4.1～R8.3.31	36,659 (※3)
飛騨・世界生活文化センター	R3.4.1～R8.3.31	253,018
岐阜県先端科学技術体験センター	R3.4.1～R8.3.31	160,964
OKBぎふ清流アリーナ	R3.4.1～R8.3.31	45,203

川崎重工ホッケースタジアム	R3. 4. 1～R8. 3. 31	0 (※4)
岐阜県川辺漕艇場	R3. 4. 1～R8. 3. 31	0 (※4)
岐阜県東濃牧場	R3. 4. 1～R8. 3. 31	62, 192
岐阜県飛騨牧場		
岐阜県さぼろ遊学館	R3. 4. 1～R8. 3. 31	0 (※4)

(※1) 介護保険料や障害者自立支援給付費等の福祉サービス料により施設運営

(※2) 児童福祉法等に基づく措置費相当額等

(※3) 数値は県負担分を記載。多治見市、瑞浪市、土岐市を含めた全体は 85, 641 千円

(※4) 市町が指定管理者として施設運営

### 本件に係る県の判断について（【質問 8】【質問 10】【質問 15】）

県としましては、飛騨センターの今後の運営見直しについて、サウンディングの状況や県の財政的見地、地元自治体や関係者の御意向、代替施設の確保状況などを踏まえつつ、総合的に判断してまいります。

このため、令和 8 年 1 月に地元 3 市 1 村との検討会を設け、施設利用の実態等のデータを共有しつつ改めて協議を進めており、協議の経過については、会議資料も含め、県ホームページで逐次公開しています。

### 検討会における意見の反映について（【質問 11】）

地元 3 市 1 村との検討会において、飛騨センターに残すべき機能、地元主導による行政利用の可能性、代替施設等を改めてお伺いしており、各市村の御意見を含め県ホームページに掲載しておりますので、御確認ください。

### 政策整合性について（【質問 12】）

御指摘の飛騨センターが果たしてきた役割については、地元 3 市 1 村との検討会でお示しした施設利用の実態を踏まえれば、他の公共施設等でも代替は可能であると考えております。また、利用実態に加えて、県の厳しい財政事情を踏まえれば県有施設全体の見直し議論が進む中、飛騨センターの運営についても必要な見直しをせざるを得ないと考えております。